



令和5年5月早期フロー以降に請求を行う際の注意点について

目次

令和4年度分の 請求データ送信時の注意点【全施設対象】.....	1
令和5年度に制度改正が行われた項目のうち、暫定請求が必要になる項目について	2

令和4年度分の 請求データ送信時の注意点【全施設対象】



注意点 事前準備について

5月早期フロー以降、過誤再請求等で令和4年4月～令和5年2月分の請求データを
送信する場合は、**データの「送信」を2回行ってください。**

※人事院勧告に伴う過誤は必要ありません。別途加算項目の過誤がある場合のみデータの「送信」を2回行います。

※2回のデータ送信を行うにあたり、1回目と2回目で内容の変更は不要です。

○データ送信を2回行っていただく理由

令和4年4月分～令和5年2月分の請求について、横浜市側で令和4年人事院勧告に伴う差額計算を行いました
横浜市給付費ソフトからのデータ送信は行っていないため、横浜市側で差額計算時に作成した人事院勧告による新単価を
反映した版数と、施設側の横浜市給付費ソフトの版数にずれが生じています。

したがって、横浜市給付費ソフトの版数と横浜市が保有する版数を合わせるためにデータ送信を2回行う必要があります。

例)1版～3版で請求した加算Aの単価 100 円が、人事院勧告後に 110 円となった場合

	差額計算前に施設が横浜市給付費ソフトから送信した 明細(※ソフトに 反映されている明細)	差額計算時に横浜市が作成した 明細 (※ソフト に反映されていない明細)
版数	1版～3版	4版
加算 A の金額	100 円	110 円
詳細	差額計算前に請求ソフトから送信した明細は 人事院勧告前の単価のため、加算Aは 100 円のまま です。	横浜市の保有する情報が3版の 100 円のままの場合、 請求ソフトの単価を 110 円に更新した状態で過誤再請 求すると、差額が生じてしまいます。 したがって、加算Aを 110 円とした 4 版を作成するこ とで、差額の発生を防止しています。



補足

過誤再請求等の際、データ送信を2回行うことで横浜市給付費ソフト・横浜市側の版数がともに5版になり、
横浜市での請求データの受付ができます。

令和5年度に制度改正が行われた項目のうち、暫定請求が必要になる項目について

令和5年度から公定価格及び向上支援費の一部について制度変更がありました。横浜市給付費ソフトの改修が完了するまでの暫定的な請求方法については次のとおりとなっています。

また、改修後に差額請求するためには過誤送信の必要があります。

過誤再請求の結果、横浜市へご返金になる場合もございますのでご了承ください。

暫定請求が必要な項目 【】: 対象施設・事業所	暫定請求の方法	詳細
①処遇改善等加算Ⅲ 【全施設種別】	令和4年度と同様の計算方法で請求	国より計算方法の詳細が示され、 システム改修の完了後、正しい加算額を請求いただけます。 ※児童明細の過誤再請求が必要です。 ※詳細は、令和5年4月18日発出の「処遇改善等加算Ⅲに関する取り扱いについて(通知)」(こ保給第84号)をご参照ください。
②チーム保育推進加算 【認可保育所(利用定員121人以上の施設のみ)】	令和4年度と同様に、1人分を上限に請求	2人分まで請求できる システム改修の完了後、差額分を請求いただけます。 ※児童明細の過誤再請求が必要です。
③定員を恒常的に超過する場合の調整 【家庭的保育事業を除く全施設】	令和4年度と同様の方法で調整額を計算	システム改修の完了後、新たな方法で調整額を計算いたします。 ※児童明細の過誤再請求が必要です。
④スポット支援員配置助成 【全施設種別】	なし	システム改修の完了後、加算額を請求いただけません。 ※施設明細の過誤再請求が必要です。
⑤医療的ケア対応加算 【医療的ケア児サポート保育園】 ・サポート保育園専任看護職員雇用費 ・喀痰吸引等指導者育成伝達講習費 ・代替職員雇用費 ・2人目以降の医療的ケア児を受け入れた場合の看護職員雇用費(新規受入準備・訪問看護利用) 【医療的ケア児個別受入れ園】 ・医療的ケア対応看護職員雇用費(新規受入準備・訪問看護利用) 【サポート保育園・個別受入れ園共通】 ・喀痰吸引等 第3号研修受講費 ・代替職員雇用費 ・医療的ケア児童に対する消耗品費等	医療的ケア対応看護師雇用費【令和4年度から】を適用	暫定請求時の加算対象人数は、「令和5年度向上支援費等加算状況届出書」の「医療的ケア対応看護職員雇用費」の加算対象人数に合わせて請求いただけます。 システム改修の完了後、正しい加算額を請求いただけます。 ※施設明細及び児童明細の過誤再請求が必要です。